

鳥取県教育委員会告示第24号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

平成20年12月19日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
木工芸	森脇信夫	米子市陽田町3-1	1 木工芸の技法のうち、 ^{さしもの} 指物・ ^{ひきもの} 挽物・ ^{くりもの} 剥物・ ^{もくぞうがん} 木象嵌という多種の技法について、正確で高い技術を有している。 2 木材を ^{さしもの} 指物によって組み合わせ、それを ^ひ 挽くという複合技法により、芸術上特に価値の高い制作を行っている。